## 第8期みやぎ高齢者元気プラン中間案に対する 県民からの意見に対する県の考え方

## 〇 意見提出件数 11件

NO	頁数	御意見・御提言等の内容	宮城県の考え方
1	37	地域包括支援センターが、地域包括ケア体制の充実・推進の核となり、その任を十分に果せる財政の担保と、要支援認定者のケアマネジメントを居宅介護支援事業所へ委託しやすくする方策(報酬を上げるなど)の実施を国に提言することを求めます。併せて、県内の地域包括支援センターの機能強化が行える仕組みとして、宮城県に後方支援型の役割を担う部署を設置することを施策として「第8期元気プラン」に明記することを求めます。	・高齢化の進展に伴い、地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの推進主体として、その果たすべき役割はますます大きくなっていると認識しております。設置主体である市町村の運営状況等の確認等を行いながら、必要に応じて国へ要望をしてまいります。なお、国への要望については、中間案P37において「制度の改善が必要な事項については国に対して要望等を行っていきます」との記載をしております。・ご指摘の「地域包括支援センターの機能強化に向けた後方支援型の役割」については、県長寿社会政策課で担っております。中間案P37において、「地域包括支援センターがより効果的に業務を行えるよう、市町村と連携し、・・・地域包括支援センター職員の資質向上を支援します」と記載するとともに、関係事業を掲載しております。
2	51	としていますが、被災地域では高齢化が進み、今後さらに心のケアや生	災害公営住宅入居者の健康調査については、被災者の健康状態を把握し、支援が必要な方を健康支援事業に結びつけることを目的とし、市町と共同で実施してきたところですが、市町による通常の保健福祉活動での支援へと移行している状況を踏まえ、今年度で終了することとしております。県としては、引き続き保健福祉事務所が市町の支援を行うなど、各種取組に関わり被災者の健康課題を把握してまいります。
3	51	について,必要な支援などの対策を「第8期元気プラン」に明記することを 求めます。併せて,生活支援訪問型サービス事業の「訪問支援員」養成	・ご指摘の「訪問支援員養成研修」を含め、総合事業は地域の実情に応じて実施されており、県による一律の体制構築は適さないものと考えております。このため、事業主体である市町村への支援を強化するとともに、中間案P51において、「市町村が効果的な総合事業が効率的に展開できるよう、地域課題の分析、課題解決策の検討を広域的視点から支援し、地域の実情に応じた介護予防・生活支援サービス事業を含む多様な受け皿の創出を支援します」と記載しております。 ・なお、総合事業の実態把握につきましては、御意見を踏まえ、以下のとおり文言を修正いたします。 【現状と課題】総合事業の実施にあたっては、介護予防に資する住民主体の通いの場の推進と実態の把握、住民が地域の支え手として提供する介護予防や生活支援サービスの創出の取組が重要です。また、・・・ 【施策展開の方向】 総合事業について、市町村と連携しながら実態の把握を行うとともに、効果的・効率的な事業が展開できるよう、地域課題の分析、課題解決策の検討を広域的視点から支援し、・・・

NO	頁数	御意見・御提言等の内容	宮城県の考え方
4	52 ∼ 53	宮城県は介護事業者等へ新型コロナウイルスの影響による経営実態を 把握し、国の財源も確保しつつ独自の支援策について検討する方向性 を明示すべきです。 また、令和2年~3年にかけての新型コロナウイルス感染拡大を防止す る介護現場の取り組みを教訓としてまとめ、次の災害へ備えるための宮 城県のリーダシップを明記すべきです。	新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、今後も注視し必要な支援を 検討してまいります。 教訓については、関係団体や専門家によるワーキンググループにおいて検討を 行っております。
5	52 ~ 53	衛生資材の提供に関する緊急時支援の基本的ルールと社会福祉施設への周知について「第8期元気プラン」に明記すべきです。	物資の不足に応じて配布することとしております。今後も柔軟に対応してまいります。
6	77	今後, 高齢者の増加等により公的機関による金銭管理サービス等の提供は重要性が増すと考えられます。宮城県は「まもりーぶ」の運営状況の実態調査を早急に行うと共に強化・拡充に向けた, 予算面とサポート人員面での強化のための具体的支援内容を明記すべきです。また, 県民が公的機関によるサポートが受けられるよう広く周知し, 普及していくべきです。	高齢者の増加等により利用者が増加すると見込まれる日常生活自立支援事業や成年後見制度を含めた権利擁護支援が適切に行われるように、関係機関と緊密に連携しながら、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関の整備づくりを支援してまいります。 また、日常生活自立支援事業の周知と普及啓発については、御意見を踏まえ、以下のとおり文言を修正いたします。なお、御意見は今後の事業展開の参考とさせていただきます。 【施策展開の方向】 「みやぎ地域福祉サポートセンター(愛称:まもりーぶ)では、福祉サービスの利用援助等を通じて日常生活の自立支援を行うとともに、生活全般にわたる多様な支援につなげていきます。また、ホームページ等の活用により、広く事業の周知と普及啓発に努めます。
7	91	県内全てのサービス付き高齢者住宅の実態を把握し、必要に応じて改善に向けた措置をとることを「第8期元気プラン」に明記することを求めます。 有料老人ホームは「介護サービス情報の公表制度」の対象事業所で、3年に1回調査員による調査が入ります。サービス付き高齢者住宅も情報を公開(「介護サービス情報の公表制度」とは別です)していますが、第三者による調査は行われません。有料老人ホームと同様に「介護サービス情報の公表制度」の調査を活用することを求めます。	介護サービス情報の公表制度においては、有料老人ホームもサービス付き高齢者 住宅も特定施設入居者生活介護事業所になっている限りで対象になっています。 また、集団指導や実地指導においても、有料老人ホーム該当のサービス付き高齢 者住宅は有料老人ホームとして指導の対象としております。 なお、厚生労働省では介護サービス情報の公表制度に有料老人ホームを加えることを検討しているとの情報もありますので、引き続き注視してまいります。
8	100 ~	介護人材を確保するためには、更なる処遇改善が実施できる報酬体系となるよう、国に対し積極的に働きかけ、実現するよう要求すべきであり、その旨を「第8期元気プラン」に明記すべきです。	介護報酬が適正な水準となるよう,国に対して必要な要望を行ってまいりますので,以下のとおり文言を追加いたします。 【施策展開の方向】 また,処遇改善加算の成果を確認し,介護報酬が適正な水準となるよう,国に対して 必要な要望を行います。

NO	頁数	御意見・御提言等の内容	宮城県の考え方
9	108	TOTAL	中間案P109において、「より多くの事業者の「福祉サービス第三者評価」受審促進
			のために、シンボルマークなども活用し、サービスの質の向上に積極的に取り組むよ
			う働きかけを行う・・・」との記載をしております。なお、ホームページやリーフレットの活
			用により、制度の周知と受審促進に努めます。
		価や、事業所のサービスの質の確保につながると考えます。「第8期元気	
		プラン」に「より多くの事業者がサービスの質の向上に積極的に取り組め	
		るよう、福祉サービス第三者評価制度の周知と推進を図ります」と明記してください。	
		てください。 また、「福祉サービス第三者評価」の受審の一層の促進のために補助	
		また、「個位り一とへ第二有評価」の支金の一層の促進のために補助   令等のインセンティブの検討を求めます。	
10		介護保険料は3年ごとに引き上げられ、第8期における第1号被保険者	介護保険制度につきましては、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよ
		介護保険料見込みは介護保険制度創設時である平成12年度の県内加	う,適切な介護報酬の設定や保険料と国・地方の負担の在り方を含め,必要な制度
			の改善を図るよう、全国知事会から国に要望しているところであり、今後も引き続き要
		の引き上げは、高齢者の家計をじりじりと圧迫しています。所得により介	望してまいります。
		護保険料を支払えない高齢者も増えているのが現状としてあり、介護保	
		険制度への信頼を揺るがしかねない問題です。保険料の高騰を抑える	
		ためには国の負担割合を大幅に引き上げることでしか実現できません。	
		宮城県として国に対し国の負担割合の引き上げについて要望すべきで	
11	全体	「第8期元気プラン」の各種文書での年表記は原則元号を使用していま	年表記につきましては,原則元号表記を使用します。なお,県民に対して分かりや
		すが、社会的には西暦使用が一般的となっています。県民に対して分か	
		りやすい文書を発信するためにも西暦の併記を行うなど年表記の使用に	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		ついて検討を求めます。	